

温泉分析書別表

泉質に基づく禁忌症 禁忌症等は次のとおりです。

1. 禁忌症、適応症

温泉の医治効用は、その温度その他の物理的因子、化学的成分、温泉地の地勢、気候。利用者の生活状態の変化その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難であるが、当温泉の禁忌症、適応症はおおむね次のとおりです。

- (1) 一般的禁忌症（浴用） 急性疾患（特に熱のある場合）、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中（とくに初期と末期）
- (2) 一般的適応症（浴用） 神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進
- (3) 泉質別適応症（浴用） きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病

2. 浴用、飲用の一般的注意事項

温泉には老化現象が認められ、地中から湧出した直後の新鮮な温泉が最も効用があるといわれているが、それぞれの泉質に適する用い方をしなければかえって疾病に不利に働く場合がある。

3. 浴用上の注意事項

- (1) 温泉療養を始める場合は、最初の数日に入浴回数を1日当たり1回程度とすること。
その後は1日当たり2回ないし3回まですること。
 - (2) 温泉療養の為の必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。
 - (3) 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間後に湯あたり（湯さわりまたは浴湯反応）が現われることがある。
『湯あたり』の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
 - (4) 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
 - a 入浴時間は入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長しても良い。
 - b 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - c 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない（湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい）。
 - d 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 - e 次の疾患については、原則として高温浴（42℃以上）を禁忌とする。
高度の動脈硬化症 高血圧症 心臓病
 - f 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすので十分注意をする。
 - g 食事の直前、直後の入浴は避けることが望ましい。
 - h 飲酒しての入浴は特に注意する。
- 横浜温泉チャレンジャーは、食塩型の温泉で**総溶存物質**量が8662mg/kgと多く、また神奈川県内の温泉の中では、**メタホウ酸**の含有量が傑量しているのが特徴となっている。
- ① 横浜温泉チャレンジャーの効能について（事実からの推測）
- **メタホウ酸**(HBO_2)から水(H_2O)を除いた化学式で表している。従って硼酸と同じ効用があると考えてよい。
硼酸は昔から殺菌剤として用いられていたことに注目すると、横浜温泉は**皮膚関連の治療効果**に特に優れていることが推測される。
(例：アトピー性皮膚炎)
- 温泉分析を参考にしている市販の入浴剤は1袋30gを溶かして使用している。従って浴槽が約300Lの場合は**総溶存物質**量は100mg/kgとなる。これに対し横浜温泉チャレンジャーの**総溶存物質**量は9740mg/kgもあり入浴剤の80倍すなわち80袋分以上に相当する。従ってその効果は大いに期待できる所である。
- ◎ 或る横浜の医師が、横浜温泉チャレンジャーのメタホウ酸含有量192の数値を聞いた途端、これは『美人の湯』だと申されました。

(注) この別表は、温泉法第13条による提示に必要な参考資料となるものです。

温泉の利用については、温泉法第12条による許可を受けなければなりません